



鳥取県公報

平成 26 年 10 月 7 日 (火)
第 8 6 3 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (720) (障がい福祉課) 2
 - 林業種苗法による育種母樹林の指定 (721) (森林づくり推進課) 2
 - 土地収用法による土地の立入り (722) (県土総務課) 2
 - 松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (723) (西部総合事務所農林局) 3
 - 採石法による採取計画の認可の公表 (724) (鳥取県土整備事務所) 3
- ◇ 公 告
 - 自衛官の募集 (危機対策・情報課) 4
 - 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 5

告 示

鳥取県告示第720号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
医療法人清生会	倉吉市上井町一丁目13	訪問看護ステーションあげい	倉吉市上井町1丁目13-2	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成26年10月1日
野口 壮士	鳥取市秋里1108-8	延寿の杜ホームクリニック	鳥取市幸町22	精神通院医療	〃

鳥取県告示第721号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定に基づき、育種母樹林を指定するので、同法第5条第1項の規定により告示する。

平成26年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数	面積（ヘクタール）	所有者の住所及び氏名
鳥取育26-1	平成26年10月7日	育種母樹林	クロマツ（マツノザイセンチュウ抵抗性）	大山町羽田井	372本	0.45	鳥取市東町一丁目220 鳥取県

鳥取県告示第722号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 起業者の名称
中国電力株式会社
- 2 事業の種類
特別高圧架空電線路 日野川第一線No. 30～No. 35経年鉄塔建替事業
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡日野町黒坂字半谷、字下タソ子、字半谷家廻り、字半谷家廻り内、字下タソ子廻り、並びに下黒坂字鍛冶屋田、字八通り田、字地主田、字向ヶ市二窪田、字鳥居田、字袋尻り、字坂根元荒神ノ前、字坂根堂屋敷、字坂根林ノ下タ、字下モ林、字マンドウ山、字大野原山、字女夫岩、字オヶ峠、字大ナル、字根妻荒神ナル、字キリガ行岸道下タ地内

4 立ち入ろうとする期間

平成26年10月20日から平成27年1月31日まで

鳥取県告示第723号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年10月7日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市及び境港市の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成26年11月1日から平成27年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林づくり推進課、西部総合事務所農林局及び関係市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第724号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成26年10月7日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
三明建設株式会社 代表取締役 岡村 文美子	鳥取市長谷 825	鳥取市長谷字城ヶ谷口 822外5筆(158,016.50平方メートル)	安山岩(548,587.35立方メートル) 凝灰岩(風化岩) (148,654.80立方メートル)	平成26年9月10日から平成29年9月9日まで	平成26年9月10日

公 告

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項(第118条においてその例によることとされた場合を含む。)の規定に基づき、平成26年度第2回自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成26年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生(男子)予定数
 - (1) 陸上要員:若干名
 - (2) 海上要員:若干名
 - (3) 航空要員:若干名
- 2 募集期間

平成26年10月7日(火)から同年11月10日(月)まで
- 3 試験種目

筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査
- 4 試験期日及び試験場
 - (1) 試験期日

平成26年11月14日(金)
 - (2) 試験場

陸上自衛隊米子駐屯地 米子市両三柳2603
- 5 合格発表予定日

試験実施日に示す。
- 6 採用予定時期

平成27年3月下旬又は4月上旬(詳細は、採用予定通知書で通知)
- 7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。
- 8 問合せ先
 - (1) 各市役所及び町村役場(自衛官募集窓口)
 - (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部(0857-23-2251)

鳥取募集案内所(0857-26-4019)

倉吉地域事務所(0858-26-2900)

米子地域事務所（0859-33-2440）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成26年10月7日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年11月10日 午前9時から正午 まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	6人

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年11月4日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	大口徑ライフル 銃等射撃	大口徑ライフル 銃等に適合する 実包	2人
平成26年11月11日 午前10時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	〃	〃	6人
平成26年11月11日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	2人
平成26年11月18日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年11月25日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。